

住宅借入金等特別税額控除申告書記載要領

(所得税の確定申告書を提出する納税者用)

この申告書は、所得税の確定申告書を提出する方が、地方税法附則第5条の4に規定する個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除を受けるときに使用します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項

住宅借入金等特別控除の対象となる物件に居住を開始した年月日を記載してください。

(注) 次に掲げる場合においては、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。

(1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合

(2) 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

平成20年分の所得の内容等について、以下のとおり記載してください。

(1) 「①」欄

平成20年分の所得税の確定申告書Aの「㉑」欄又は平成20年分の所得税の確定申告書Bの「㉒」欄の金額を記載してください。

(注) 次に掲げる場合で、平成19年以後の居住年に係る住宅借入金等を有するときは、これをなかったものとして計算した金額を記載してください。詳しくはお住まいの市区町村の税務担当課におたずねください。

(イ) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合

(ロ) 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合

(2) 「②」欄～「④」欄

「②」欄は平成20年分の所得税の確定申告書Aの「㉑」欄又は平成20年分の所得税の確定申告書Bの「㉒」欄(平成20年分の所得税の確定申告書(分離課税用)を提出される場合は「㉔」欄)の金額を、「③」欄は平成20年分の所得税の確定申告書(分離課税用)の「㉓」欄の額を、「④」欄は平成20年分の所得税の確定申告書(分離課税用)の「㉔」欄の額を、それぞれ記載してください。

(3) 「⑤」欄・「⑦」欄

次の【税額表】により、②・④の金額の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額を、対応するそれぞれの欄に記載してください。

【税額表】

②・④の金額	⑤・⑦の金額
1,000円～3,299,000円	②・④×0.1
3,300,000円～8,999,000円	②・④×0.2－330,000円
9,000,000円～17,999,000円	②・④×0.3－1,230,000円
18,000,000円～	②・④×0.37－2,490,000円

(4) 「⑥」欄

次の【税額表】により、③の金額の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額を記載してください。

【税額表】

③の金額	⑥の金額
1,000円～16,499,000円	③×0.1
16,500,000円～44,999,000円	③×0.2－1,650,000円
45,000,000円～89,999,000円	③×0.3－6,150,000円
90,000,000円～	③×0.37－12,450,000円

(5) 「⑨」欄

肉用牛の売却による農業所得があり、これについて租税特別措置法第25条第2項の規定の適用を受ける場合、免税対象飼育牛以外の肉用牛の売却による収入金額の5%相当額を記載してください。詳しくはお住まいの市区町村の税務担当課におたずねください。

(6) 「⑩」欄～「⑬」欄

「⑩」欄は平成20年分の所得税の確定申告書(分離課税用)の「㉕」欄の額を、「⑪」欄は平成20年分の所得税の確定申告書(分離課税用)の「㉖」欄の額を、「⑫」欄は平成20年分の所得税の確定申告書(分離課税用)の「㉗」欄の額を、「⑬」欄は平成20年分の所得税の確定申告書(分離課税用)の「㉘」欄の額を、それぞれ記載してください。

(7) 「⑭」欄

国外から受ける利子、収益の分配、懸賞金付預金等の懸賞金等及び給付補てん金等がある場合には、これらの所得に係る所得税額の合計額を記載してください。詳しくはお住まいの市区町村の税務担当課におたずねください。

(8) 「⑯」欄

平成20年分の所得税の確定申告書Aの「㉑」欄又は平成20年分の所得税の確定申告書Bの「㉒」欄の額を記載してください。

(9) 「⑰」欄

平成20年分の所得税の確定申告書Bの「㉓」欄の額を記載してください。

(10) 「⑱」欄

平成20年分の所得税の確定申告書Aの「㉑」欄又は平成20年分の所得税の確定申告書Bの「㉒」欄の額を記載してください。

(11) 「㉑」欄・「㉒」欄

「㉑」欄に1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨て、「㉒」欄に1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り上げて記載してください。

3 この申告書は平成21年3月16日まで(市町村民税・道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)に、平成21年1月1日現在お住まいの市区町村あるいは確定申告書を提出する税務署に提出してください。